

平成 30 年 6 月 吉日

被保険者 各位

東海放送健康保険組合

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の 施術に係る療養費支給申請書の取り扱いの変更について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、施術を受けております「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、鍼灸師等という。）」の施術料のお支払方法について、現在は施術を受けた方が窓口で「自己負担分」をお支払いいただき、自己負担分を除いた「施術料」は療養費として健康保険組合から鍼灸師等にお支払しています。

この度、療養費支給の適正化に伴い下記のとおり取り扱いを変更しましたのでご通知申し上げます。今回の変更に伴いお手数とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

記

1. 変更後の支払い方法

- ① 施術料の全額（10 割）を施術所の窓口でお支払いいただき、「領収書」の交付を受けてください。鍼灸師等に「施術内容証明書」の証明を受けてください。
- ② 下記の書類を、事業所経由で当組合に提出してください。（暦月ごとに申請）

『療養費支給申請書及び
施術内容証明書』 『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』
の該当するものに記入。また、「療養費支給申請書」は申請
者が、「施術内容証明書」は施術者の記入となります。

『医師の施術同意書（原本）』

※初療日から 3 か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の施術同意（再同意）が必要です。

『領収書（原本）』（領収印のあるもの）

- ③ 当組合において健康保険に適用するか否かを確認のうえ、療養費としてお支払いいたします。
※暦月での申請となるため、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者毎に 1 枚ご申請ください。

2. 変更の理由

療養費支給の適正化に伴い、健康保険法に定める原則どおりに、全額立替払い（償還払い）に改めるものです。

3. 実施時期

平成 30 年 7 月 1 日施術分から

4. 申請書等について

上記申請書等の書類は、各事業所のご担当者様からお受け取り下さい。記入後は、各事業所のご担当者様に提出してください。

以上

【お問い合わせ先】 東海放送健康保険組合 TEL 052-951-3759